

右請求人に対する窃盜被告事件（最高裁判所昭和四八年（あ）第一一五八号）について、昭和五二年三月一七日当裁判所において無罪の判決が言い渡され、同判決は同月二九日に確定したところ、右被告事件の裁判に要した費用について、代理人弁護士斎藤展夫、同山口達視から別紙のとおり費用補償の請求があつたので、当裁判所は、請求人及び検察官の意見を聞いたうえ、次のとおり決定する。

主 文

請求人に対し、別紙費用補償額計算内訳書記載の金一六万二九〇〇円を交付する。

昭和五二年六月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里